

主なご留意事項

現在ご利用中のジュニアNISA口座で2021年の非課税枠へ移管(以下、「ロールオーバー」といいます)をご希望の場合

1. ロールオーバーをご希望の場合、ロールオーバーお手続き書類(以下、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書兼未成年者口座非課税口座間移管依頼書」といいます)をご返送ください。なお、ご返送いただいた書類は、返却には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
2. ロールオーバーされる金額は、2020年12月30日の基準価額に基づき計算された評価額となり、当該評価額で2021年の非課税枠を使用します。当該評価額が80万円未満の場合、80万円から当該評価額を差し引いた金額が2021年に利用可能な非課税枠の金額となります。当該評価額が80万円を上回る場合でも、その全額をロールオーバーすることができますが、2021年の非課税枠の残額はなくなります。そのため、2021年に非課税枠での新たなお買い付け(積立、分配金の再投資を含む)はいただけません。なお、ロールオーバーのお手続きをされる翌年の1月1日時点で、満20歳以上となる方は一般NISAへのロールオーバーとなるため、2021年分の非課税枠は120万円となります。
3. ロールオーバーを希望されている場合でも、2021年の非課税枠が未設定またはつみたてNISAを選択されている場合は、別途お手続きが必要です。またこの場合は、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書兼未成年者口座非課税口座間移管依頼書」によるお申し出は無効とし、特定口座(特定口座が未開設の場合には、一般口座)へ移管させていただきます。
 - ① ロールオーバーを行う場合、2021年1月1日時点で満20歳以上のお客さまは、2021年分の非課税枠が設定されており、かつ、一般NISA*を選択されている必要があります。
 - ② 2020年内に満20歳になられたお客さまは、お客さまご自身でお手続きをされることなく、2021年1月1日に一般NISAの非課税枠が自動的に設定されます。この場合、非課税枠設定のお手続きは不要です。種別変更することで、2021年以降の非課税枠としてつみたてNISAを選択いただくことも可能ですが、この場合はロールオーバーすることができません。

*成人を対象とした少額投資非課税制度をご利用いただく場合は「一般NISA」、積立投資に特化した少額投資非課税制度をご利用いただく場合は「つみたてNISA」とし、成人のお客さまがNISA口座をご利用の場合は、上記のいずれかをご選択いただいております。
4. 受渡日が2021年となる、2020年内のご注文は、下記①～③のようにお客さまのご意向に沿ったお取り扱いができない場合があります。
 - ① 受渡日が2021年となるジュニアNISA口座やNISA口座での買付注文(以下「NISA買付注文」といいます)と、ロールオーバーのご希望をいただいた投資信託がある場合、ロールオーバーを優先し2021年の非課税枠を使用します。このため、「ロールオーバーによる使用額と、受渡日が2021年となるNISA買付注文の金額」が定められた非課税枠*を超える場合、NISA買付注文はその超過した分の金額を特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)の買付注文として取り扱います。
 - ② ロールオーバーをご希望の2016年の非課税枠でのお預かりについて、2020年内に売却注文をいただいても、受渡日が2021年となる場合は、2021年の非課税枠を使用したうえでジュニアNISA口座またはNISA口座での売却が行われます。
 - ③ 一部のご注文を制限させていただく場合がございます。

*ジュニアNISAの非課税枠は80万円となりますが、ロールオーバーのお手続きをされる翌年の1月1日時点で、満20歳以上となる方は、一般NISAへのロールオーバーとなるため、2021年分の非課税枠は120万円となります。
5. 「未成年者口座内上場株式等移管依頼書兼未成年者口座非課税口座間移管依頼書」のご提出後に、2016年の非課税枠でお預りの投資信託の売却等によりこれらの書面における数量・銘柄と相違が生じた場合でも、年末時点での数量・銘柄を対象にロールオーバーを行います。
6. 「未成年者口座内上場株式等移管依頼書兼未成年者口座非課税口座間移管依頼書」をご提出いただけない場合、または書類不備等によりお手続きが完了しなかった場合は、特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)へ移管させていただきます(ロールオーバーは行いません)。

特定口座(または一般口座)への移管をご希望の場合(ロールオーバーをご希望されない場合)

1. 2016年の非課税枠でお預かりしている投資信託を特定口座(または一般口座)へ移管する場合の取得価額は、その投資信託の2020年12月30日の基準価額に基づき計算された取得価額となります。特定口座(または一般口座)へ移管後、売却する場合には、当該取得価額に基づき、譲渡損益が算出されます。
2. 特定口座未開設のお客さまが特定口座への移管をご希望の場合、2020年12月30日時点で特定口座が開設されている必要があります。新生パワーダイレクト(スマホ認証対応)にて特定口座を開設いただくか新生パワーコール(お電話)にお問い合わせください。
3. 受渡日が2021年となる、2020年内のご注文は、下記①～②のようにお客さまのご意向に沿ったお取り扱いができない場合があります。
 - ① 受渡日が2021年となる2020年内のご売却注文は、特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)に移管後の売却となり譲渡損益は課税対象となります。
 - ② 一部のご注文を制限させていただく場合があります。
4. 2016年の非課税枠でお預かりしている投資信託について、特定口座を開設済であっても、特定口座への移管ではなく、一般口座への移管をご希望の場合には、別途お手続きが必要となりますので、新生パワーコール(お電話)にご連絡ください。

※本案内に記載の内容は、2020年7月31日現在の情報に基づいて作成しております。

今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

※詳しくは専門の税理士または所轄の税務署までお問い合わせください。

お問い合わせ先

(新生パワーコールにお問い合わせをされる際には、口座番号と暗証番号をご確認のうえ、お問い合わせください)

新生パワーコール **0120-456-007**

Web相談フォーム



今後、新型コロナウイルス感染者拡大防止の施策等の状況により、受付時間等が変更される場合があります。

【通話料無料】 投資信託の受付時間は平日8:00～17:00

(QRコードはデンソーウェブの登録商標です)

株式会社 新生銀行 / 登録金融機関: 関東財務局長(登金)第10号 / 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会 2006044

2016年お買付分

ジュニアNISA非課税期間満了に伴うお手続きのご案内

現在、ジュニアNISA(非課税)口座にてお預かりしている投資信託のうち、2016年にジュニアNISA口座で購入された投資信託は2020年末で5年間の非課税期間が満了となりますので、非課税期間終了時に特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管させていただきます(お客さまによるお手続きは不要です)(A)。

特定口座(未開設の場合は一般口座)への移管をご希望されない場合は、非課税期間内でご売却いただく(B)か、非課税期間終了前に所定のお手続きをいただくことで非課税期間を5年間延長(「ロールオーバー」といいます)する(C)ことが可能です。

A 特定口座に移管する

特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管する場合は **お手続き不要**です

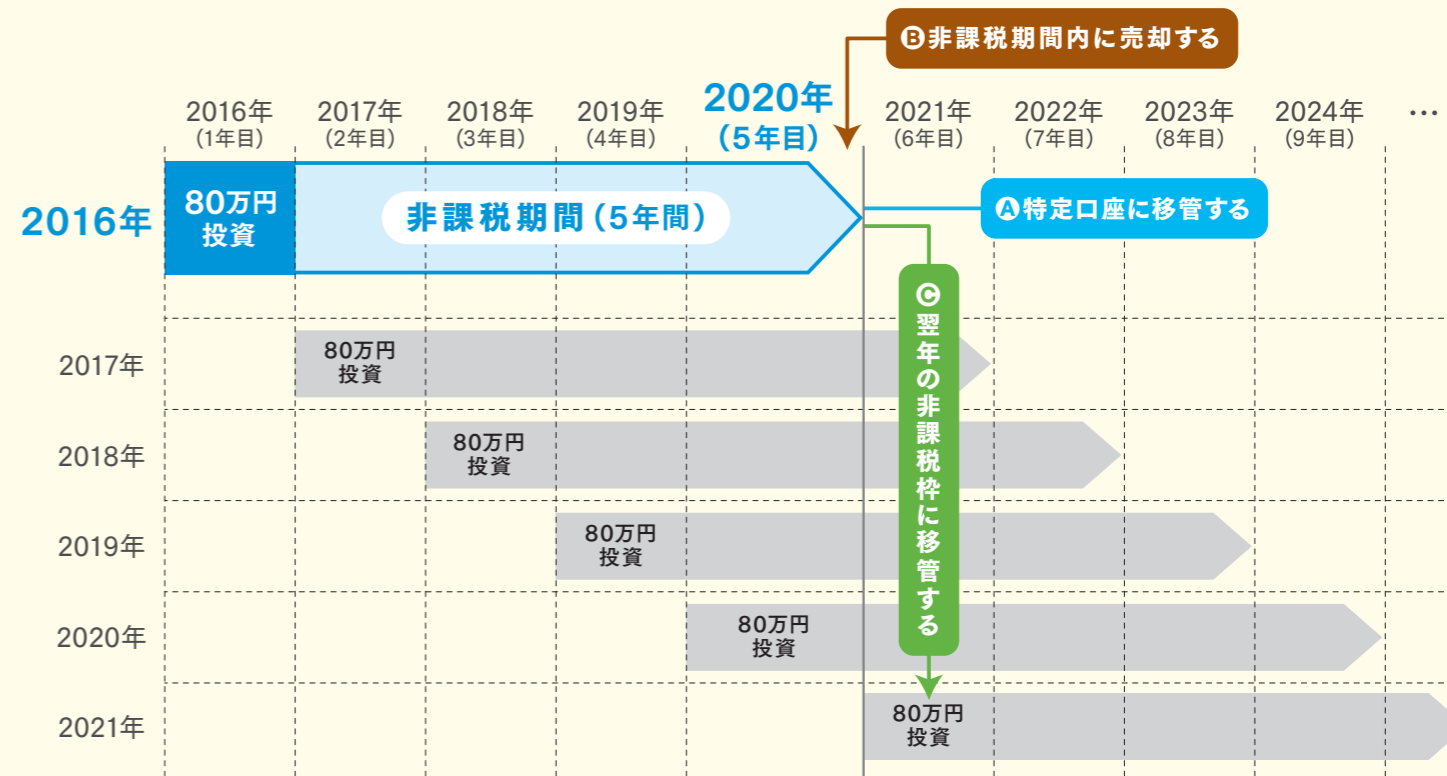
B 非課税期間内に売却する

期日 **受渡日が2020年12月30日**となるご注文まで

お手続き 新生パワーダイレクトまたは店頭、お電話にてご注文ください

C 翌年の非課税枠に移管(ロールオーバー)する

お手続き **ロールオーバーのお手続きが必要**となります



上記図表は、ロールオーバーのお手続きをされる翌年の1月1日時点で、19歳以下となる方を対象としたものです。ロールオーバーのお手続きをされる翌年の1月1日時点で、満20歳以上となる方はNISA口座(一般NISAの2021年分の非課税枠)への移管となります。

Color your life 新生銀行

商号等: 株式会社新生銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

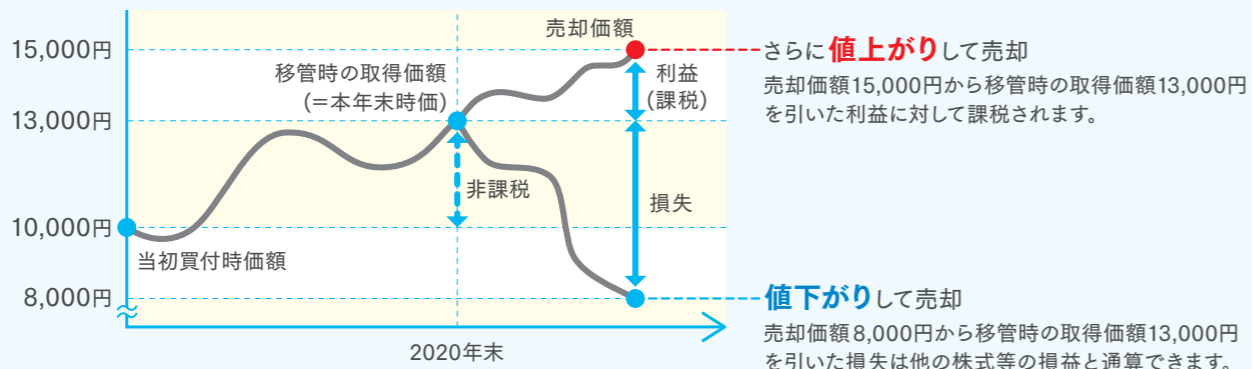
㉠ 特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管する

お手続きは**不要**です。

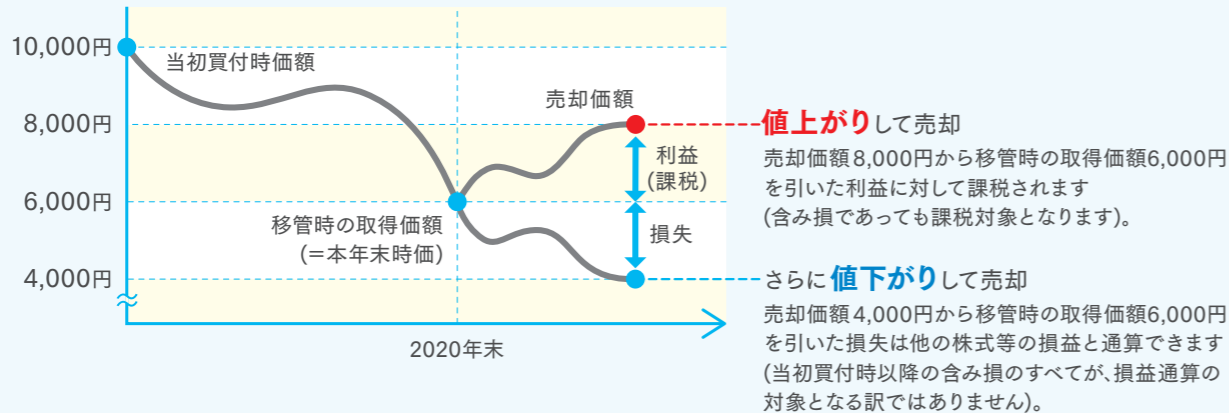
特定口座への移管をご希望のお客さまで、特定口座が未開設の場合は、新生パワーコール(お電話)あてにお問い合わせください。

注意点 ・特定口座(特定口座が未開設の場合は一般口座)に移管した場合、**2020年末の時価が取得価額**となり、移管後に売却する際、当該取得価額をもとに譲渡損益が計算されます。

【移管時に値上がりしている場合】



【移管時に値下がりしている場合】



㉢ 非課税期間内に売却する

新生パワーダイレクトまたは店頭、お電話にてご注文ください。

注意点 受渡日が**2020年12月30日**となるご注文までが「非課税期間内の売却」となります。

【翌年に受渡となるご注文に関するご注意点】

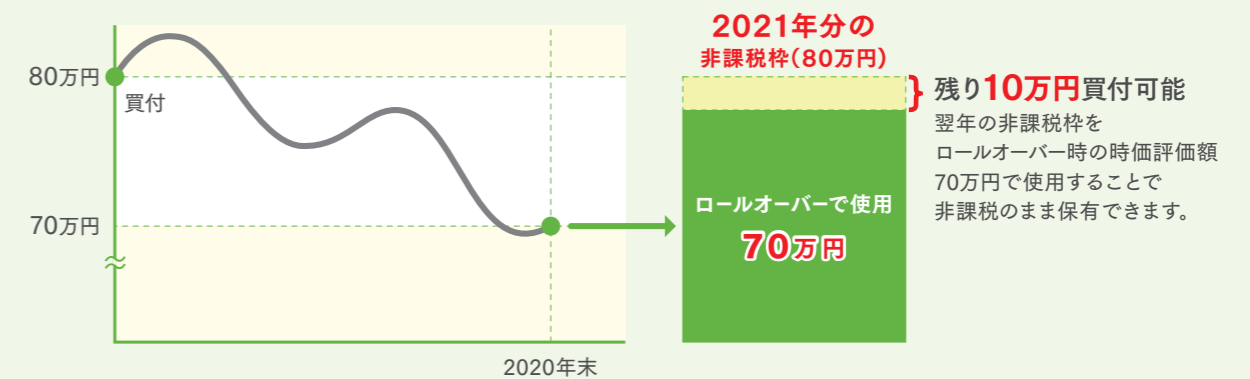
本年末で非課税期間が満了する投資信託をお持ちの場合で、受渡日が翌年となるお取引について、お客さまのご意向に沿ったお取り扱いができない場合がございますので、店頭または新生パワーコール(お電話)にお問い合わせください。裏面の「主なご留意事項」もあわせてご確認ください。

㉣ 翌年の非課税枠に移管(翌年の非課税管理勘定にロールオーバー)する

同封する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書兼未成年者口座非課税口座間移管依頼書」の必要項目を記入例を参考にご記入いただき、返信用封筒にてご返送ください。

注意点 ・移管する投資信託の2020年末の時価をもとに2021年の非課税枠を使用するため、2021年の非課税枠での買付可能額はその分減額されます(下図参照)。
・移管する投資信託の2020年末の時価が合計80万円を超過する場合でも、すべて移管可能です。但し、その場合は2021年の非課税枠での新たなお買い付けや積立はいただけません。

【ロールオーバーした場合の翌年の非課税枠の使用イメージ】



【翌年の非課税枠に移管(ロールオーバー)する場合のご注意点】

- ・上記図表は、ロールオーバーのお手続きをされる翌年の1月1日時点で、19歳以下となる方を対象としたものです。
- ・ロールオーバーのお手続きをされる翌年の1月1日時点で、満20歳以上となる方はNISA口座(一般NISAの2021年分の非課税枠)への移管となるため、2021年分の非課税枠は120万円となります。
- ・ロールオーバーを行った場合、ロールオーバーした額分だけ2021年の非課税枠を使用することになります。そのため、2021年のジュニアNISA口座やNISA口座で新たにお買い付けや積立できる額が少なくなります。

NISA口座を開設済みのお客さま(2020年1月1日時点で満20歳以上のお客さま)の開設状況に応じて必要なお手続き

NISA口座を開設済みのお客さま(2020年1月1日時点で満20歳以上のお客さま)で、以下の①又は②に該当されるお客さまは、ロールオーバーのお手続きの前に、それぞれ別のお手続きが必要になります。

① 2021年の非課税枠が設定されていない場合

- ・ロールオーバーを行う場合は、2021年の非課税枠が設定されており、かつ、一般NISAを選択されている必要があります。
- ・当行から他の金融機関へNISAの金融機関変更を行い、他の金融機関で2021年の非課税枠を設定されている場合、その金融機関でNISAの金融機関変更またはNISA口座廃止をお手続きのうえ、当行で非課税枠設定に係るお手続きが必要です。お手続きに際して、他の金融機関から交付される廃止通知書(「非課税管理勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」)をご提出ください。

② 2021年の非課税枠において、つみたてNISAを選択されている場合

- ・ロールオーバーを行う場合は、2021年の非課税枠が設定されており、かつ、一般NISAを選択されている必要があります。
- ・2021年の非課税枠でつみたてNISAを選択されている場合は、一般NISAに変更するため、NISA種別変更のお手続きが必要となります。